

新たなロードマップにおいて、現行の重点事業を含む全ての法非適用事業について公営企業会計の適用を要請することを踏まえ、公営企業会計適用の取組や当該取組に対する支援に要する経費等について、地方財政措置の拡充・新設を行う

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置【拡充】

- 概要：法非適用事業における公営企業会計適用に要する経費について、地方債（公営企業会計適用債）を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費：地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費（基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。）
※ 「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用した場合の、専門人材招へいに要する経費も含む
- 財政措置：
 - － 簡易水道事業[継続]：元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
 - － 下水道事業[継続]：元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
 - － 上記以外の事業[新規]：元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 措置期間：平成31～平成35年度

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置【新規】

- 概要：都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費：会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整（職員派遣等）、専門人材養成（研修実施費等）に要する経費
- 措置期間：平成31～平成35年度

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置【新規】

- 概要：公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容：平成35年度までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施（会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算）